

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十六号

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）の施行に伴い、並びに同法附則第六条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第四十四条第一項ただし書、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律附則第二条第三項及び第九項、第三条第三項（同法附則第十条第二項において準用する場合を含む）、第六条第一項、第九条第三項及び第八項並びに第十七条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 関係政令の整備（第一条―第二十二條）

第二章 経過措置（第二十三條―第三十一條）

附則

第一章 関係政令の整備

第一条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令（平成十五年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条第一項中、「通則法」を「独立行政法人通則法」に、「係る通則法」を「係る同法」に改め、「同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」及び「又は第三号」を削り、「法第十六条第一項」を「同項」に改め、同条第二項中「又は第三号」を削り、同条を第二条とする。

第四条第一項中「同条第四項において準用する場合を含む。」を削り、「当該規定」を「同項の規定」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とする。

第六条中「法第十五条第三号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金にあつては、財政投融資特別会計の投資勘定」を削り、同条を第五条とする。

第七条を削る。

（船舶安全法施行令等の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中「独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

一 船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第五条

二 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第十九条の三

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十一号）第十五条の二

四 船舶のトン数の測定に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十二号）本則

五 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行令（平成十六年政令第六十六号）第二条

六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十九号）附則第五条

（漁業法施行令の一部改正）

第三条 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三号中「含む。」の下に「国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）附則第十四条の規定による廃止前の」を加え、「旧農林水産省組織令」を「中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令（平成十二年政令第三百十四号）による廃止前の農林水産省組織令」に改める。

（道路運送車両法施行令及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中、「独立行政法人種苗管理センター」、「独立行政法人水産大学校」及び「国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所」を削り、「国立研究開発法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

一 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第十四条

二 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）第二条第一号

（農地法施行令の一部改正）

第五条 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号二中「独立行政法人種苗管理センター又は」を削り、「独立行政法人畜改良センター」の下に「又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」を加える。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第六条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五号の二第三十号中「平成二十七年独法整備政令第四百四十二号の規定により読み替えて適用する」を削り、「国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所」を「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号。以下「平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法」という。）第二条の規定による改正前の国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号。以下「旧国立研究開発法人水産総合研究センター法」という。）第二条の国立研究開発法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産研究・教育機構、平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「旧国立研究開発法人農業生物資源研究所」という。）、同項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下「旧国立研究開発法人農業環境技術研究所」という。）」に、「及び」を「並びに」に改め、同条に次の一号を加える。

四十九 平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法附則第七條第二項又は第十二條第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみなされる平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法附則第七條第二項に規定する旧種苗管理センター等の職員としての在職期間及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の職員としての在職期間又は平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法附則第九條第一項の規定により解散した旧独立行政法人水産大学校（以下「旧水産大学校」という。）の職員としての在職期間及び国立研究開発法人水産研究・教育機構の職員としての在職期間

第九條の二第二十五号中「含む。」の下に「並びに平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法附則第二條第一項の規定により解散した旧独立行政法人種苗管理センター（以下「旧種苗管理センター」という。）」（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日前日までの間におけるものを除く。）、旧国立研究開発法人農業生物資源研究所（平成二十六年独法整備法第四百四十九号